平成２６年（フ）第１３６号
釧路市白樺台５丁目３番151号　白樺台団地しらかば３―0351号室、住民票上の住所釧路市白樺台５丁目３番151号
債務者　中村眞知子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２３０号
川崎市多摩区宿河原４丁目５番19号　鈴木方
債務者　大塚　貴子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
川崎市高津区新作２丁目12番18―102号　エクセレント梶ケ谷
債務者　小林　伸一
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
川崎市多摩区西生田３丁目６番２号　コーポ清水Ｃ203
債務者　杉林　政枝
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２７８号
川崎市高津区新作４丁目８番９―102号　クリオ武蔵新城７番館
債務者　佐々木　彩（旧姓植木）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２８３号
川崎市幸区北加瀬１丁目14番３―101号　パークハイツ新川崎
債務者　森　　隼人
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
川崎市高津区溝口５丁目18番14号、前住所川崎市麻生区王禅寺東５丁目９番３号　メゾン大谷Ｂ―101
債務者　丸山　龍二
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２９８号
川崎市川崎区大島５丁目10番２号　ときわ荘５号、前住所川崎市川崎区鋼管通２丁目10番16号　シェアメイト鋼管通101
債務者　佐藤　一吉
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３１０号
川崎市川崎区渡田１―３―２　渡田ハイツ102号室、住民票上の住所川崎市川崎区渡田東町12番４号　藤美荘
債務者　近藤　龍一
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
熊本県八代市千丁町新牟田1050番地
債務者　西村　幸将
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月27日午前11時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第１１９４号
横浜市旭区白根４丁目32番14号　エルニド菅野301
債務者　松村　彩音（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３８４号
横浜市神奈川区神大寺１丁目10番８号　ペアオール・パナ102号
債務者　大西　勝哉
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３８８号
横浜市神奈川区新町21番地５　東栄館216号
債務者　平出　太一
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３９０号
横浜市栄区飯島町791番地22　フォレストＡ101
債務者　綿引ひろみ
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部